

会員名簿掲載等の取扱要綱

(目的)

第1条 この取扱要綱は、東京SR経営労務センター(以下「本会」という。)の会員に関するホームページ(以下「HP」という。)上の会員名簿掲載等について定めたものである。

(会員名簿の掲載)

第2条 本会のHPには原則として全ての個人会員を対象に、無料の会員名簿を掲載する。

2 会員名簿は、氏名、事務所名、事務所所在地、電話番号、所属地区を掲載する。

3 会員名簿への掲載を希望しない会員は、本会に「会員名簿不掲載申出書」(IT様式4号)を提出するものとする。

(個人ページの掲載)

第3条 本会のHPにリンクさせて有料の個人ページを掲載することができる。

2 個人ページの掲載を希望する会員は、次の(1)～(2)の手続きを行うものとする。

(1) HP上の「個人ページ登録シート」(IT様式2号)に必要事項を入力し、本会へ送信するか、当該シートを本会から入手して必要事項を記入し本会へFAXすることにより申し込みをする。

(2) 写真を掲載する場合は本会宛に写真を送付する。

3 本会は、個人ページの掲載に係る初期費用及び年間費用(以下「年間費用等」という。)を掲載作業完了時に、当該会員に請求する。

4 会員は、請求を受けた年間費用等を指定期日までに本会指定口座に振込まなければならない。

5 会員は、個人ページの業務内容の掲載について、社会保険労務士業を主なものとして掲載するものとし、社会保険労務士業以外の業は、従たる業務としての程度の掲載に止めるものとする。

6 本会は、個人ページの内容について前項の趣旨にそぐわないと判断した場合は、当該会員に対して掲載内容の変更を求めること若しくは掲載を中止することができる。

7 本会は、前項により個人ページの掲載を中止することを決定した場合は、当該会員に対してその旨を通知する。この場合、すでに納入された年間費用等は返還しない。

(退会者の扱い)

第4条 本会を退会した者については、その都度、速やかに会員名簿（個人ページを含む）から削除するものとする。ただし、既に納入された年間費用等は返還しない。

(掲載中止の申出)

第5条 会員名簿又は個人ページの掲載を中止する場合は「会員名簿等掲載事項変更等申出書」（IT様式3号）に必要事項を入力しHP上からの送信またはFAXにより本会に提出しなければならない。

- 2 前項の中止の申出があった場合、毎月の月末までの申出につき、翌月の10日までに削除するものとする。ただし、個人ページ掲載者で既に納入された年間費用等は返還しない。

(変更・訂正の扱い)

第6条 HPの会員名簿又は個人ページの記載事項に変更又は訂正がある場合は前条1項に準じて本会へ届け出るものとする。

- 2 新たに会員名簿への掲載を希望する場合は、前項に準じて本会へ届け出るものとする。

(個人ページの継続掲載)

第7条 個人ページの掲載者については、第5条の中止の申出が無い限り、翌年度へ自動的に継続申込みをしたものとみなす。

- 2 前項の自動継続の場合、本会からの請求に基づき、指定期日までに当年度分の年間費用を本会の指定口座へ入金するものとする。
- 3 本会は、前項の年間費用が、期日までに入金されない場合には、掲載中止の申し出があったものとみなし、個人ページを削除できることとする。

第8条 本要綱の改廃は、正副会長会の議を経て会長が定める。

附 則

- 1 本取扱要綱は平成14年 8月 1日から実施する。
- 2 本取扱要綱は平成17年 5月23日一部改正のうえ同日より実施する。
- 3 本取扱要綱は平成17年10月28日一部改正のうえ同日より実施する。
- 4 本取扱要綱は平成21年 8月 5日一部改正のうえ同日より実施する。
- 5 本取扱要綱は平成24年 2月29日一部改正のうえ同日より実施する。

－別表－

項 目	内 容	費 用
1. 初期費用	個人ページの作成諸費用	5, 0 0 0 円
2. 年間費用	個人ページの維持管理費用	2, 4 0 0 円

1の[初期費用]については、初回のみとする。

2の[年間費用]については年度の途中で申込みがあった場合、掲載月から年度末（3月）までの月数に応じて月割り額とする。

例 9月1日掲載 $2, 4 0 0 \times 7 / 1 2 = 1, 4 0 0$ 円